

県営林産物公売のお知らせ（令和6年7月入札分）

1 物件・予定材積・所在地

| 物件番号 | 品名 | 樹種 | 面積 ha | | 内訳 | | 物件所在地 | 搬出期間 | 林種 | 森林経営計画の策定状況 | 問い合わせ先 |
|------|------------|------------|----------------------|-----|-------|-------------------|----------------------|-----------|-----|-------------|---------------------------|
| | | | 予定材積 m ³ | 樹種 | 面積 ha | 材積 m ³ | | | | | |
| 1 | 立木 (皆伐) | スギ・ ヒノキ | 4.96 ha | スギ | 2.38 | 1,332 | 那須町大字高久乙 大林Ⅰ・Ⅱ県営林 | 24ヶ月以内 | 普通林 | 無 | 県北環境森林事務所 0287-28-9071 |
| | | | 2,548 m ³ | ヒノキ | 2.58 | 1,216 | | | | | |
| 2 | 立木 (皆伐) | スギ・ ヒノキ | 6.14 ha | スギ | 1.00 | 662 | 那珂川町大那地 角木沢県営林 | R9.7.31まで | 保安林 | 無 | 県北環境森林事務所 0287-28-9071 |
| | | | 3,220 m ³ | ヒノキ | 5.14 | 2,558 | | | | | |

その他、各物件の留意事項について、「10留意事項等」をご確認ください。

2 現地案内日時・集合場所

| 物件番号 | 日時 | 集合場所 | 備考（対象団地） | |
|------|---------|--------|-------------------------------|-------|
| 1 | 7月5日（金） | 10時00分 | 「西岩崎ポケットパーク」駐車場（那須塩原市西岩崎99-2） | 大林Ⅰ・Ⅱ |
| 2 | | 14時30分 | 「緑の交流館」駐車場（那珂川町大那地561-2） | 角木沢 |

3 入札日時及び会場

| | |
|--------|---------------------------------------------------------------------|
| 入札年月日 | 令和6(2024)年7月23日(火) |
| 受付時間 | 9時30分～9時55分 |
| 入札開始時間 | 10時00分 |
| 開札日時等 | 入札締切後、即開札する。入札不調物件は、即時、再入札あり。 再入札でも不調の場合、最高価格入札者と随意契約に移行する可能性あり。 |
| 入札会場 | 栃木県庁 東館3F「入札室1」 ※郵送による入札参加も可 |
| 問い合わせ | 栃木県庁 環境森林部 森林整備課 (☎028-623-3298) |

4 入札参加申請書

今回の公売物件への入札参加を希望する方は、事前に入札参加申請書を提出してください。

(1) 対象者： 全員（郵送・当日持参どちらの場合も提出）

(2) 提出方法： メール

表題は「入札参加申請書 ○○県営林（物件番号○○）7月23日開札」とすること。

(3) 宛先： shinrin-seibi@pref.tochigi.lg.jp

(4) 提出期限： 令和6(2024)年7月16日(火)

(5) 確認通知： 入札参加資格を確認の上、入札参加申請書を提出したメールアドレスに送付します。

5 郵送による入札参加を希望する場合

(1) 入札書送付場所 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県 環境森林部 森林整備課 森づくり担当県営林チーム 宛

(2) 到着期限 令和6(2024)年7月22日(月)17:00必着

(3) 外封筒への記載 「県営林入札書在中」と記載してください。

(4) 内封筒への記載 初度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には物件番号と「2回」と記載してください。
回数の記載の無いものは、1回目として取扱います。

(5) その他留意事項 別紙 「郵送による入札参加の手引き」を参照してください。

6 公売物件概要

物件番号1：資料1のとおり

物件番号2：資料2のとおり

【裏面に続きます】

7 入札参加の資格

入札参加資格者は、以下の条件を全て満たす者としてします。

入札参加資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他の物品（又はその他のサービス）の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県木材業者登録条例（昭和32年12月25日栃木県条例第39号）による登録者であること。

8 入札保証金

入札保証金は免除となります。

9 特約事項

森林作業道作設、林地保全、残材の処理に関する特約事項（別紙）を遵守してください。なお、遵守状況について県の職員が搬出作業中・搬出完了前に立会確認しますので、応札者は理解の上、入札してください。

10 留意事項等

以下のほか、現地案内の際に提示する事項についても遵守してください。

- (1) 売払区域は外周立木にテープを巻き付けて表示しています。
- (2) 公売物件は森林経営計画対象外です。
- (3) 各物件ごとの留意事項

【物件番号1】

- ・普通林のため、買受人が土地所有者と連名で那須町に「伐採及び伐採後の造林の届出」を提出するようお願いします。
- ・県営林内に導水管があります。保全方法等については買受け後、事務所担当と打合せをお願いします。

【物件番号2】

- ・保安林のため、保安林の伐採等に必要な手続きが必要です。
- ・伐採に関する保安林関係の手続きは、初年度は県が行ないます。
- ・次年度以降は、買受人が適宜伐採等に必要な手続きをしてください。
- ・搬出路を開設するにあたっては、買受人が保安林の土地の形質の変更の手続きをお願いします。

11 その他

- (1) 売買契約及び売払代金の納入方法等は、栃木県営林産物売払規則（昭和41年4月1日栃木県規則第17号）に基づき執行します。
- (2) 応札者は、別添「県営林産物一般競争入札心得」を踏まえ入札してください。
- (3) 買受けた立木は、搬出期間内に全て伐採搬出してください。
- (4) 適格請求書（インボイス）の交付について
適格請求書（インボイス）の交付は納入通知書に別紙1「立木売買代金内訳書」を添付することとし、あわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、土地所有者持分も県が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して県から交付します。
現時点（公告時点）における仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙2のとおりです。
入札に際し、注意願います。
- (5) 詳細は、上記問い合わせ先（各担当事務所）または栃木県森林整備課（028-623-3298）をお願いします。
- (6) 入札結果は、栃木県のホームページで公表します。

別紙1

令和 年 月 日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 様

栃木県環境森林部森林整備課長 〇〇 〇〇

立木売買代金 内訳書

| | | |
|----------------------|------------|----------------|
| 入札日・物件番号 | 年 月 日 | 物件番号 1 |
| 物件の種類・数量 | 立木(スギ・ヒノキ) | m ³ |
| 物件の所在地 | 〇〇市〇〇 | 〇〇県営林 |
| 落札額 | | |
| 契約保証金 (立木売買代金に充当) | | |
| 立木売買代金 (契約保証金を充当) | | |
| 納付番号 | | |

| | | |
|---|-------------------|------------------------|
| 1 | 栃木県環境森林部 森林整備課 | 登録番号(T〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇) |
| | 持分〇% | 10%対象 (消費税 円) |
| 2 | 土地所有者 | 適格請求書発行事業者ではありません |
| | 持分〇% | 10%対象 (消費税 円) |
| | | 合計 |

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

| | |
|------|-------------------|
| 1号物件 | 84% |
| | (県 60%、土地所有者 24%) |

| | |
|------|-----|
| 2号物件 | 60% |
|------|-----|

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。